

北千葉広域水道企業団物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、北千葉広域水道企業団が発注する物品調達及び委託業務の契約から暴力団等を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品調達 物品の購入、修繕、借入れ、売払い、交換及び製造並びに印刷の請負をいう。
- 二 委託業務 建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務を除く委託業務をいう。
- 三 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による競争入札に参加することのできる資格をいう。
- 四 有資格業者 前号の資格を有する者をいう。
- 五 契約担当者 北千葉広域水道企業団財務規程（平成15年管理規程第7号）第2条第4号に規定する者をいう。
- 六 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。
- 七 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定するものをいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 企業長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、物品等指名業者選定審査会の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 企業長は、前項の規定による入札参加除外措置を受けた有資格業者（以下「入札参加除外者」という。）を構成員に含む官公需適格組合の証明を受けた組合について、当該入札参加除外者と同一期間入札参加除外措置を行うものとする。

3 企業長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、別記様式1により当該入札参加除外者に、別記様式2により各主務室の長にそれぞれ通知するものとする。

4 企業長は、第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、所在地並びに除外措置の期間及び理由を公表するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第4条 契約担当者は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めないものとする。

2 契約担当者は、入札参加資格を認めた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

3 契約担当者は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 契約担当者は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 契約担当者は、指名を受けた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 契約担当者は、随意契約を締結するに当たり、入札参加除外者を契約の相手方(以下「受注者」という。)としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ物品等指名業者選定審査会の承認を得たときはこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 契約担当者は、受注者が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(入札参加除外措置の解除等)

第8条 企業長は、入札参加除外者が、別表に定められた期間を経過し、かつ、当該入札参加除外者から別記様式3により入札参加除外措置解除申出書の提出があり、改善されたと認められるときは、物品等指名業者選定審査会の議を経て、当該除外措置を解除するものとする。なお、改善されたと認められないときは、物品等指名業者選定審査会の議を経て、当該除外措置を継続するものとする。

2 企業長は、前項の規定により、除外措置の解除又は継続を行ったときは、別記様式4により当該入札参加除外者に通知するものとする。

3 企業長は、第1項の規定により当該除外措置を解除したときは、別記様式5により各主務室の長に通知をするものとする。

4 第1項の場合において企業長は、別表のいずれの措置要件にも該当する事実がないこと

を証明する書面等の提出を、当該入札参加除外者に対して求めることができる。

(再委託等の禁止)

第9条 契約担当者は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせることを承認してはならない。

(不当介入に対する措置)

第10条 契約担当者は、受注者が契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、契約担当者への報告を求めるとともに、所轄の警察署に届け出るよう指導するものとする。

2 契約担当者は、前項の報告があったときは、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。

3 企業長は、受注者が第1項の契約担当者への報告又は警察署への届出を怠ったときは、物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づき適切な措置をとるものとする。

4 契約担当者は、受注者が第1項の不当介入を受け、適切に契約担当者への報告及び警察署への届出が行われたときであって、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じて契約期間の延長等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第11条 企業長は、本要領の運用に当たっては、警察本部との緊密な連携のもとに行うものとする。

附 則

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

2 排除の原因となる事実又は行為が平成28年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

別表

措置要件	期間
<p>1 有資格業者の役員等（有資格業者が個人である場合にはその者を、有資格業者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>4 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>5 有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等（有資格業者でない者を含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>